

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約（単独型）に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。応募のための簡易プロポーザル作成に当たっては、以下の事項に留意した上で、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612, 6613）あてにお願いします。

2013年5月15日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. 簡易プロポーザル提出の資格】

簡易プロポーザル提出の有資格者は、平成25・26・27年度全庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者又は国際協力人材登録している者に限られます。

また、法人の場合、日本国で施行されている法令に基づき登録されている法人、個人（法人に所属する個人を含む。）の場合、日本国籍を有する方に限ります。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、簡易プロポーザル提出の資格がありません。

国際協力人材登録者については、公示案件に応募する際、調達部受付（機構本部1F）（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）へ、簡易プロポーザル及び見積書とともに以下の（1）～（3）の書類（すべて原本が必要。コピーは不可。）を提出（郵送又は持参にて必着）していただく必要があります。

（1）住民票又は住民票記載事項証明書（海外在住の場合は、在留証明書）

平成15年10月以降（機構発足後）に国際協力人材部人材確保課又は調達部計画課に住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかを提出した方は不要です。

なお、国際協力人材登録を一度削除されて、新たに登録を行う方は改めて住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかの提出が必要となります。

（2）納税関係書類

1）納税証明書「その3の2」（未納額がない証明書：税務署発行のもの）

ただし、給与所得者の場合は源泉徴収票を可とします。

2）住民税納税証明書（区市町村発行のもの）

注1）各年の納税証明書の発行時期については、発行機関によって多少差異がありますので、各機関へ直接お問い合わせ下さい。発行時期に達していないため、当年度分の納税証明書を提出できない場合、または、納期経過未納額がある場合は、昨年分の納税証明書を提出して下さい。

注2）以下の方については、納税関係書類の提出は不要です。

a．当年度において、2回目以降のプロポーザル提出となる方（ただし、納税関係書類の有効期間が過ぎている場合は、再度提出が必要です。）

b．過去に海外に居住し、納税関係書類を提出できない方（ただし、海外居住の旨を記載した住民票を提出願います。）

c．被扶養者等納税義務のない方（ただし、非課税証明書を提出願います。）

d．現在海外に居住している方（ただし、在留証明書を提出願います。）

（3）消費税課税事業者届出書の控

消費税課税対象者は、上記の納税関係書類に加え、2年以内の税務署受付印のある消費税課税事業者届出書の控を提出してください。

この他、所属先を有する方については、派遣について所属先の同意が得られない場合は派遣できませんので、簡易プロポーザル提出前に必ず所属先の承認確認をお願いします。

また、国際協力人材登録者については、契約交渉時に過去1年以内の健康診断書（写）の提示をお願いします。

【2. 提出書類】

簡易プロポーザル作成に際しては、「プロポーザル作成要領」を十分参照願います。

「プロポーザルの作成要領」は、機構ホームページ「調達情報」中「コンサルタント等の調達」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）を参照してください（ハードコピーでの販売・配布は行っておりません）。

簡易プロポーザルは、以下の3つの文書から成ります。様式がありますので、上記の「プロポーザル作成要領」及びホームページ（同上）を参照願います。

（1）簡易プロポーザルの提出の頭紙

（2）簡易プロポーザル本体

業務の実施方針、業務従事者の経験・能力等

（3）見積書

見積書は簡易プロポーザルとは別に密封して下さい。なお、婚姻等で姓が変更になった場合は新しい姓で簡易プロポー

ザルを作成して下さい。また、変更後は必ず旧姓を併記して下さい。

【3．プロポーザルの提出方法】

簡易プロポーザルは、提出期限（時刻）までに、持参して下さい。郵送の場合は提出期限（時刻）必着とします。

【4．情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html）

（1）公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、

助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

（2）公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ．契約相手方の直近3か年の財務諸表における当機構との取引高

ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ．一者応札又は応募である場合はその旨

（3）当機構の役員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

（4）情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

【5．プロポーザルの無効】

提出されたプロポーザルが次の事項に該当した場合、プロポーザルは無効となりますので、ご注意ください。

（1）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

（2）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

（3）同一提案者（コンサルタント企業等）から、同一の案件に対し、従事予定者が異なる2通以上のプロポーザルが提出されたとき

（4）プロポーザル提出者が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき

（5）JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年細則（調）第42号）に基づく指名停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき

（なお、プロポーザルの提出後であってもプロポーザル審査結果の通知前に指名停止を受けた者を含みます。）

（6）虚偽の内容が記載されているとき

（7）前項に掲げるほか、業務指示書又はコンサルタント等契約関連規程に違反したとき

【6．業務期間重複によるプロポーザル提出の制限】

（1）既に受注している案件または契約交渉中の案件と業務期間が重なる業務従事予定者を配置して応募することは認められません（ただし、業務期間を調整して重複を避けることができる場合、応募に支障ありません）。

（2）プロポーザルの提出期限を同じにする複数の案件に、業務期間が重なる業務従事者を配置して応募することはできません。

（3）業務期間が重複する可能性のあるJICAの他の業務実施契約（単独型）案件に応募し、選定結果が未通知である業務従事者を配置して応募する場合、応募中の案件を含めて2案件までであれば応募することができます。

【7．その他】

（1）登録制度は廃止いたしました。当機構にて行っております契約競争やコンサルタント契約に関心を持っていただいている方の情報をとりまとめたく、「情報シート」の提出をお願いしておりますので、ご対応の程よろしくお願い致します。

詳しくは、機構ホームページ「調達情報」>「事前資格審査制度」をご確認ください。情報シートの様式も掲載しております。

（2）不採用になったプロポーザル（正）及び見積書（正）は返却可能です。選定結果の通知日から2週間以内に、返却を希望する旨を調達部担当契約課にご連絡ください。連絡がない場合は機構で処分します。

（3）プレゼンテーションを行う案件については、原則、公示にて指定された場所においてプレゼンテーションを実施することとします。これによりがたい場合は、調達部担当者にご相談ください。なお、条件がそろわない場合には、プレゼンテーションを実施いただけないこともあります（その際は、プレゼンテーションの評価点がゼロとなります。）ので、ご承知おきください。

（4）航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規制引航空運賃の利用について／通知（PR）第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規制引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

なお、業務に含まれる国内での会議等に出席するための旅費・交通費については、諸経費に含まれるとの整理をいたしますので、支給の対象とはなりません。

（5）先方政府から日本国政府に対して要請のあった専門家を派遣するための契約案件については、専門家を派遣する際には最終的に専門家の履歴を示した上で、先方政府の受入れを確認することが必要となります。

このため、先方政府からの受入れ確認が得られることが契約成約の条件となり、契約は受入れ確認が得られた後の締結となりますので、予めご承知おき願います。

番号：13 国名：ルワンダ 担当：産業開発・公共政策部
案件名：持続的な地熱エネルギー開発推進のための電力開発計画策定支援プロジェクト詳細計画策定調査（電力開発計画）

1 今回契約予定のコンサルタント
電力開発計画 2号

2 契約予定期間： 全体 2013年6月中旬から2013年8月中旬まで
業務予定期間（日数） 準備期間 派遣期間 整理期間 M/M
電力開発計画 5 20 7 1.27
（現地：0.67M/M、国内：0.60M/M）

3 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所
簡易プロポーザル：正1部写4部
見積書：正1部写1部
提出期限：5月29日(12時まで)
提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4 プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針
- | | |
|--------------------|----|
| ア 業務方針の的確性 | 6 |
| イ 業務方法の整合性、現実性等 | 12 |
| ウ 当該業務実施上のバックアップ体制 | 2 |
- (2) 業務従事者の経験能力等
- | | |
|-------------------------------|----|
| ア 担当事項：電力開発計画 | |
| (ア) 類似業務の経験 | 40 |
| (イ) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 | 8 |
| (ウ) 語学力 | 16 |
| (エ) その他 学位、資格等 | 16 |
- (計100点)

5 記載時留意事項

語学の種類：英語(語学は認定書(写)を添付してください。)

対象国/地域：ルワンダ/全途上国

類似業務：電力開発計画に係る各種業務

6 条件

補強：認めない。

参加資格のない社等：特になし。

7 業務の背景と目的

ルワンダは東アフリカ地域の国々と比較して一人当たり電力消費量が極めて低水準にあり、電力エネルギーは国家エネルギー総消費量の4%に過ぎず、全消費エネルギーの84%が石炭やバイオ資源の燃焼により賄われている。2004年に生じた深刻な電力不足後、ルワンダの発電量は増加し安定しつつあるものの、電化率は全国平均14%、発電設備容量は100MWと依然として低水準にあり、増加する電力需要への対応が困難となり、経済開発及び人々の生活水準の向上に大きな支障をきたすことが危惧されている。

一方で、電力設備容量のうち、水力発電及びディーゼル発電がそれぞれ56%、40%と多くを占めており、これらの発電源に過度な依存を示している。特にディーゼル発電への依存はディーゼル発電機や重油などの高コスト輸入資源への過度な依存を意味しており、近年の原油価格高騰を背景に、ルワンダの外貨準備への大きな負担となっている。

このような状況に対し、国家開発計画である'Vision2020'や経済開発貧困削減戦略、セクター開発計画である電力開発戦略の中で、ルワンダは自国資源を用いた発電容量の増加及び多様化を重要な目標としている。しかし、発電容量の増加や多様化を実施していく上で必要不可欠である電力開発計画マスタープランは内容的に不十分である。また、地熱発電はクリーンで信頼できる発電源でありかつ天候や国際市場の短期的な変動に左右されない純粋な自国資源であることから、ルワンダ政府は地熱電源開発を重要視している。既存のデータから、地熱発電量のポテンシャルは700MW以上と予測されており、300MW以上は最小コストのベースロード発電となる可能性が見込まれている。上述の状況をうけ、ルワンダ政府は地熱発電開発に関する調査を実施しており、地熱開発に力を入れているものの未だ初期段階にあり、地熱開発のマスタープランに基づいた中期的な開発が必要な状況にある。

このような状況下、ルワンダ政府は電力開発計画と一貫した地熱開発計画の作成及び作成に伴う能力向上に焦点をあて、既存の電力開発計画のアップグレードとともに地熱開発計画策定等の支援を要請した。本業務では、本体プロジェクトにおいて地熱エネルギー開発促進のための電力開発計画策定をするにあたり、電力開発計画策定に必要な情報の整理・収集・分析をおこない、詳細計画の策定を行なうことを目的とする。

8 業務の範囲及び内容

本調査は詳細計画策定調査であり、本体プロジェクトにおいて地熱エネルギー開発促進のための電力開発計画の策定に向けた詳細計画の策定を目的としている。電力開発計画策定を本体プロジェクトで実施する際の調査内容・方法の検討に必要な情報を収集する。また、本体プロジェクトを実施する際の体制、協力範囲、内容、スケジュール等について先方政府関係者と協議する。なお、本業務実施にあたっては、他分野担当（地熱開発計画、環境社会配慮）の団員と協力して業務を行うほか、他分野担当の団員を含む全体の取りまとめを行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

[電力開発計画]

(1) 国内準備期間（6月中旬）

ア 関係機関（EWSA（Energy Water and Sanitation Authority）等）、他ドナー等に対する質問票(案)(英文)の作成を行う。

イ 既存電力開発計画等の資料のレビュー及び課題抽出を行う。

ウ 他ドナー等が実施する類似プロジェクトに関する資料・情報の収集、分析を行う。

エ 機材投入の必要性及び調達方法の検討を行う。

オ 報告書目次案の作成を行う。

カ M/M(案)、R/D(案)(英文)の作成を行う。

(2) 現地派遣期間（6月下旬～7月上旬）

ア 電力開発計画に関する情報収集を行う。詳細は以下の通りとする。

(ア) 既存電力開発計画のレビュー等で確認された課題に関する資料の収集

(イ) 既存の電力設備、電力需要構造、電力政策、電力開発計画、電気事業経営（料金制度）等に関する電力開発計画策定時に必要な既存資料の収集

(ウ) 関係機関（他ドナー含む）に対するヒアリングを通じた情報収集

(エ) 妥当性・経済性の観点からの電力開発計画の課題抽出及び評価

(オ) 今後の電力開発計画に必要な指針に関する検討

(カ) 電力開発計画策定にかかる実施体制の確認

イ EWSAのキャパシティに関する情報収集を行う。詳細は以下の通りとする。

(ア) 全体組織図/業務の範囲の確認

(イ) 電力開発計画策定時における機材投入の必要性の確認

(ウ) その他ニーズの聞き取り

ウ 協力内容に関する協議を行う。詳細は以下の通りとする。

(ア) Steering Committeeの構成の確認

(イ) ルワンダ関係者との協議で合意された内容につき、R/D(案)及びM/M(案)の取りまとめへの協力

(ウ) 担当分野に係る現地調査結果のJICAルワンダ事務所等への報告

(3) 帰国後整理期間（7月中旬～8月中旬）

ア 帰国報告会、国内打合せへ出席する。

イ 担当分野に係る調査結果の報告を行う。

ウ 他の専門家の報告を取りまとめる。

エ 事業事前評価表(案)・詳細計画策定調査報告書(案)の作成・取りまとめへの協力を行う。

9 成果品等

本業務の実施過程で作成・提出する報告書は以下の通り。本契約における成果品は(2)調査報告書(案)(担当分野)とする。

(1) 業務実施計画書

和文3部（JICAアフリカ部、ルワンダ事務所、産業開発・公共政策部）

(2) 調査報告書(案)(担当分野)

和文3部（JICAアフリカ部、ルワンダ事務所、産業開発・公共政策部）

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データも併せて提出する。

10 特記事項

(1) 業務実施上の留意点

航空券・旅費（日当・宿泊費）は契約に含む。なお、積算可能な費用項目については

http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/index_201301.html

プロポーザルの提出（見積書）を参照のこと。

(2) プロポーザル提案事項

業務の実施方針をプロポーザルにて提案すること。

(3) 参考資料

本件に係る資料（既存電力MP等）は、JICA産業開発・公共政策部 資源エネルギー第二課（03-5226-8068）にて閲覧できます。

(4) 必要予防接種 黄熱

(5) その他

ア 現地調査期間は、6/15～7/4の期間を予定している。

イ 団員構成

本調査における団員構成(予定)は以下のとおり。

- (ア) 総括(JICA)
- (イ) 協力企画(JICA)
- (ウ) 電力開発計画(コンサルタント)
- (エ) 地熱発電計画(コンサルタント)
- (オ) 環境社会配慮(コンサルタント)